

地域版ここ滋賀 登録要綱

この要綱は、「地域版ここ滋賀」として、「ここ滋賀〇〇」（〇〇は地域名）の名称を使用するための登録要件等を定めるものである。

1 目的

東京・日本橋の情報発信拠点「ここ滋賀」（以下「ここ滋賀」という。）は、人・モノ・情報が集中する東京で滋賀の魅力を体感できる拠点として、平成29年（2017年）10月に開設し、『全国・世界から選ばれる滋賀』へ」を基本コンセプトに滋賀の魅力を体感および滋賀への誘引の役割を担っている。

『全国・世界から選ばれる滋賀』を実現するため、ここ滋賀の運営目的の一つである「滋賀県のPRや滋賀県産品の販売」を県内外の各地域においても促進し、本県の活性化を図るため、県内外の店舗を「地域版ここ滋賀」として登録するものである。

また、地域版ここ滋賀の登録により、県内外の各地域からここ滋賀の応援にも寄与するものである。

2 定義

地域版ここ滋賀とは、本要綱の「1 目的」を持って運営を行う店舗で、「3 登録要件」の（1）から（6）に掲げる要件をすべて満たし、県の登録を受けた店舗をいう。

3 登録要件

登録の申込みを行う場合は、次の（1）から（6）に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- （1） インターネットショップを除く常設の店舗であること。
- （2） 店舗のうち、「滋賀県のPRや滋賀県産品の販売」の機能を有する部分（以下「販売スペース」という。）の面積が店舗面積の80%以上であること。
- （3） 販売スペースにおいて、10事業者（うち半数以上は店舗運営事業者と資本関係のない事業者とする。）以上の商品を取り扱うこと。
- （4） 販売スペースにおいて取り扱う商品の90%以上が、滋賀県が定める「滋賀県情報発信拠点「ここ滋賀」取扱商品募集要項」に基づき応募され、「商品会議」を通過した商品（以下「ここ滋賀取扱商品」という。）であること。なお、ここ滋賀取扱商品以外の商品については、別途コーナーを設けるなど、明確に区分けすること。
- （5） 滋賀のPR施設としてふさわしい滋賀県の伝統や文化を感じさせる上質感のある外観や内装を有し、誠実な販売に努めていること。
- （6） 健全な財務状況であること（新規店舗の場合は適切な事業計画であること）。

4 登録事前申込み

地域版ここ滋賀の登録を受けようとする者は、事前に次の（1）から（4）に掲げる書類を滋賀県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

- （1） 地域版ここ滋賀登録事前申込書（別紙様式1）
- （2） 店舗所在図（住宅地図写し可）
- （3） 店舗平面図（略図可）
- （4） 過去2期分の収支決算書（新規店舗の場合は事業計画書）

5 登録事前申込みの承認

知事は、事前申込みの内容を審査の上、「3 登録要件」に適合すると認められる者に対して、地域版ここ滋賀登録事前申込承認書（別紙様式2）およびここ滋賀取扱商品のリストを交付する。

ただし、6の登録申請に至らなかった者については、速やかにここ滋賀取扱商品のリストを知事に返却しなければならない。

6 登録申請

「5 登録事前申込みの承認」を受けた者で、地域版ここ滋賀の登録を受けようとする者は、次の（1）から（7）に掲げる書類を知事に提出するものとする。ただし、「4 登録事前申込み」において既に提出している書類については、省略することができる。

- （1） 地域版ここ滋賀登録申請書（別紙様式3）
- （2） 店舗所在図（住宅地図写し可）
- （3） 店舗平面図（略図可）
- （4） 外観写真もしくは外観イメージが分かるもの
- （5） 内部写真もしくは内部イメージが分かるもの
- （6） 過去2期分の収支決算書（新規店舗の場合は事業計画書）
- （7） 誓約書（別紙様式4）

7 登録・取消

- （1） 知事は、申請内容を審査の上、「3 登録要件」に適合すると認められる者に対して、地域版ここ滋賀登録書（別紙様式5）を交付するものとする。
- （2） 登録期間は、登録した日から1年とする。地域版ここ滋賀登録書の交付を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、登録期間満了の3ヶ月前から「6 登録申請」の（1）により登録申請を行うことができる。ただし、（2）から（5）は内容に変更が生じる場合のみ、（6）は過去1期分を提出するものとする。
- （3） 登録者から登録取消申請書（別紙様式6）の提出があったとき、登録者がこの要綱の規定に違反したとき、または滋賀県もしくはここ滋賀の信用を損なう行為をなした場合、知事は直ちにその登録を取り消すことができる。

8 経費等の負担

- （1） 登録者は、地域版ここ滋賀の名称として、「ここ滋賀〇〇」の名称および「ここ滋賀のロゴマーク」（商標登録第6027417号）を無償で使用できるものとする。ただし、商品には使用できない。
- （2） この要綱による登録の手續に要した費用、「ここ滋賀〇〇」の名称および「ここ滋賀のロゴマーク」の使用、使用取消等に係る一切の経費は、登録者の負担とする。
- （3） 滋賀県は、「ここ滋賀〇〇」の名称および「ここ滋賀のロゴマーク」の使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- （4） 登録者は、「ここ滋賀〇〇」の名称および「ここ滋賀のロゴマーク」の使用により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、滋賀県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

- (5) 登録者は、「ここ滋賀〇〇」の名称および「ここ滋賀のロゴマーク」の使用に際して、故意または過失により滋賀県に損害を与えた場合は、生じた損害を賠償しなければならない。
- (6) 登録者の販売行為等に関する事故、苦情等が発生した場合は、登録者が責任をもって必要な措置を講じるものとし、滋賀県およびここ滋賀は、一切その責任を負わないものとする。

9 登録者の義務等

- (1) 登録者は、民法、商法、商標法、不正競争防止法、不当景品類及び不当表示防止法、製造物責任法等の関係法規を遵守するとともに、滋賀県およびここ滋賀の信用を損なうことのないようにしなければならない。
- (2) 登録者は、「ここ滋賀〇〇」の名称および「ここ滋賀のロゴマーク」を第三者に使用させてはならない。
- (3) 登録者は、「ここ滋賀〇〇」の名称および「ここ滋賀のロゴマーク」の使用に際し、第三者において、ここ滋賀と誤認、混同させないようにしなければならない。
- (4) 登録者は、販売行為等に関する事故、苦情等が発生した場合は、速やかに適切な応急措置を行うとともに、滋賀県に通報しなければならない。
- (5) 登録者は、「ここ滋賀〇〇」としての実体がなくなった場合は、すみやかに登録の取消しを申請しなければならない。
- (6) 登録が取り消された場合、登録者は、すみやかに「ここ滋賀〇〇」の名称および「ここ滋賀のロゴマーク」の使用を中止しなければならない。
- (7) 知事は、「3 登録要件」が満たされていないと判断するときは、登録者に対して改善を求めることができる。この場合、登録者は求められた事項に対し速やかに改善すること。

10 要綱の廃止等

- (1) この要綱を廃止しようとするときは、知事は、要綱廃止の日の3月前までに登録者に対し通知する。
- (2) 知事から要綱の廃止の通知を受けた登録者は、要綱廃止の日までに「ここ滋賀〇〇」の名称および「ここ滋賀のロゴマーク」の使用を中止しなければならない。

11 その他

この要綱に定めるもののほか、「ここ滋賀〇〇」の名称および「ここ滋賀のロゴマーク」の使用に関して必要な事項は別に定める。

この要綱は令和元年9月11日から施行する。

年 月 日

地域版ここ滋賀登録事前申込書

滋賀県知事

登録事前申込者

企業・団体の名称： _____

代 表 者 名： _____ 代表者Ⓔ

地域版ここ滋賀として登録を受けたいので、地域版ここ滋賀登録要綱に基づき、関係書類を添えて事前申し込みを行います。

地域版ここ滋賀の名称	ここ滋賀〇〇	
登録事前申込者の情報	所在地	
	TEL	
	担当者名	
	資本金	(円)
	売上高	(円)
店舗の概要	所在地	
	運営コンセプトなど	
	店舗面積に占めるここ滋賀機能の割合(予定)	(%)
	ここ滋賀取扱商品の割合(予定)	(%)
	責任者氏名	
	スタッフ数	
	TEL・FAX・Mail	
店舗の所有者		
店舗所有者が登録事前申込者と異なる場合	契約相手	
	契約日	
	契約期間	
	契約形態	

※添付書類

- 店舗所在図（住宅地図写し可）
- 店舗平面図（略図可）
- 過去2期分の収支決算書（新規店舗の場合は事業計画書）

※計画段階のものは予定している内容を記入すること。

年 月 日
滋観振第 号

地域版ここ滋賀事前申込承認書

〇〇 様

滋賀県知事

印

年 月 日付けで登録事前申込みのあった下記の者について、地域版ここ滋賀登録要綱の規定に基づき、事前申込みを承認するとともに、ここ滋賀取扱商品リストを交付します。

登録事前申込者 (企業・団体の名称)	
代表者名	

年 月 日

地域版ここ滋賀登録申請書

滋賀県知事

申請者

企業・団体の名称： _____

代 表 者 名： _____ 代表者④

地域版ここ滋賀として登録を受けたいので、地域版ここ滋賀登録要綱に基づき、関係書類を添えて申請します。

地域版ここ滋賀の名称	ここ滋賀〇〇	
申請者の情報	所在地	
	TEL	
	担当者名	
	資本金	(円)
	売上高	(円)
店舗の概要	店舗名	
	所在地	
	運営コンセプトなど	
	責任者氏名	
	スタッフ数	
	TEL・FAX・Mail	
店舗の所有者		
店舗所有者が申請者と異なる場合	契約相手	
	契約日	
	契約期間	
	契約形態	

販売する滋賀 県産品 ※記載しきれない 場合は別紙 の添付でも可	商品名	ここ滋賀 取扱商品 (○を)	事業者名
「ここ滋賀取扱 商品」の割合	(%) 少数以下切捨て		

※添付書類

- 店舗所在図（住宅地図写し可）
- 店舗平面図（略図可）
- 外観写真もしくは外観イメージが分かるもの
- 内部写真もしくは内部イメージが分かるもの
- 過去2期分の収支決算書（新規店舗の場合は事業計画書）
- 誓約書（別紙様式2）

年 月 日

誓 約 書

滋賀県知事

企業・団体の名称： _____

代 表 者 名： _____ 代表者④

申請の店舗が、地域版ここ滋賀登録要綱に基づき登録を受けるにあたり、自社について1から8のとおり誓約します。また、私または自社もしくは自社の役員等について9、10のとおり誓約します。

なお、相違があった場合は、登録を取り消されることを承諾します。

1. 地域版ここ滋賀登録要綱を遵守すること。
2. 登録申請書、店舗所在図、店舗平面図、過去2期分の収支決算書等、提出した書類の記載事項が事実と相違ないこと。
3. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
4. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。
5. 滋賀県が行う競争入札に関する指名停止または資格停止の措置を受けていないこと。
6. 銀行取引停止処分を受けていないこと。
7. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
8. 税金に未納がないこと。
9. 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
10. 9の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人でないこと。

年 月 日
滋観振第 号

地域版ここ滋賀登録書

〇〇 様

滋賀県知事

印

年 月 日付けで登録申請のあった下記の店舗について、地域版ここ滋賀登録要綱の規定に基づき、登録します。

店舗名	ここ滋賀〇〇
店舗所在地	
店舗責任者氏名	
事業者名	
代表者名	
事業者所在	
登録期間	年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

年 月 日

地域版ここ滋賀登録取消申請書

滋賀県知事

企業・団体の名称： _____
代 表 者 名： _____ 代表者④
所 在： _____
電 話 番 号： _____

地域版ここ滋賀としての登録を取り消したいので、地域版ここ滋賀登録要綱に基づき、申請します。

店舗名	ここ滋賀〇〇
店舗所在地	
登録取消の理由	